

北海道網走家畜保健衛生所

要覧



北海道網走家畜保健衛生所
(北見市大正)



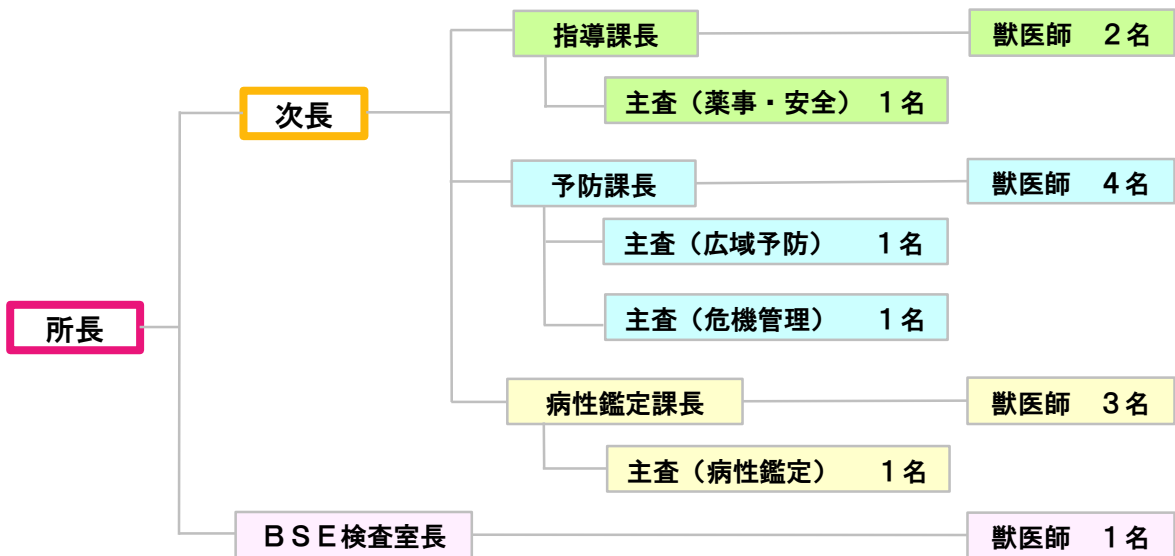
北海道網走家畜保健衛生所 BSE検査室
(湧別町開盛)

沿革

- 昭和25年(1950年)11月 網走家畜保健衛生所を網走市に設置
- 昭和27年(1952年)4月 北見(北見市)、遠軽(遠軽町)、紋別(紋別市)の各家畜保健衛生所を設置
- 昭和41年(1966年)4月 網走家畜保健衛生所に病性鑑定室を設置
- 昭和44年(1969年)12月 網走、北見、遠軽、紋別の各家畜保健衛生所を網走家畜保健衛生所に統合し、北見市北光(現北見市新生町)に設置
- 平成6年(1994年)4月 北見市大正(現在地)に移転
- 平成14年(2002年)3月 BSE検査施設を増棟
- 平成16年(2004年)4月 湧別町(旧上湧別町)にBSE検査室を設置

組織体制

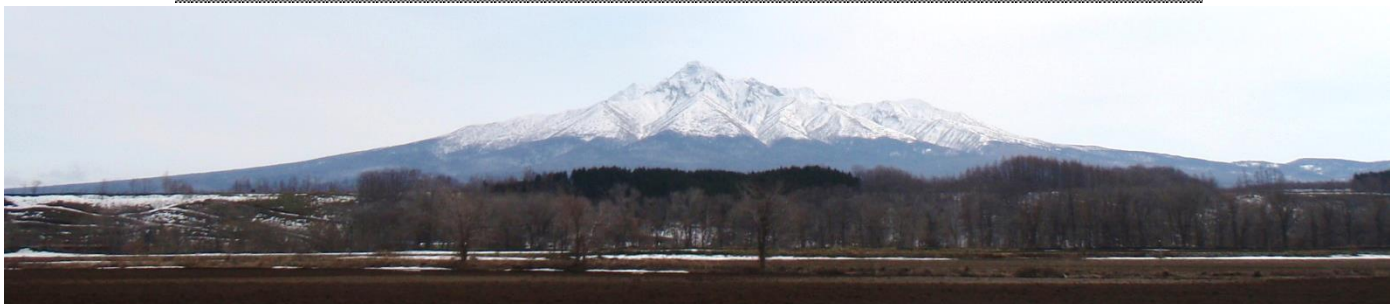
1室3課制 定数20名(すべて獣医師)



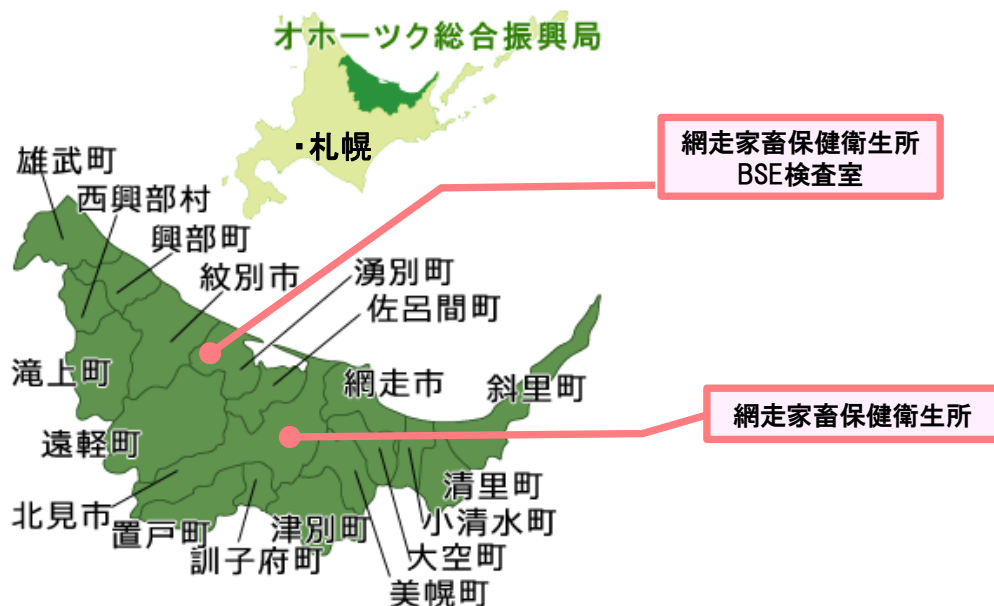
定数・欠員数の変遷

年度	H16	H18	H20	H22	H25	H30	H31	R2	R5
定数	20	20	20	19	20	20	20	20	20
人員	19	18	20	18	18	17	18	17	16
欠員	1	2	0	1	2	3	2	3	4

各年度当初



オホーツク総合振興局管内について

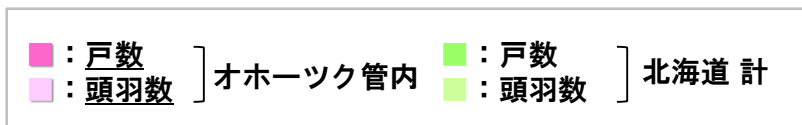
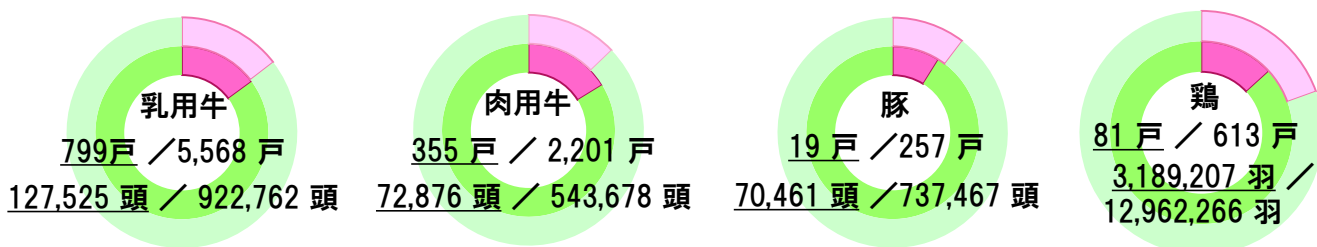


○ オホーツク総合振興局管内(旧 網走支庁管内)はオホーツク海と約280 kmの海岸線で接し、その広さは南北約80km、東西約200km、総面積は10,691 km² (秋田県とほぼ同じ)と、北海道の総面積の12.8%を占めています。

○ 管内には18の市町村(3市14町1村)があり、気候や土地条件など地域の特性を活かした農業が営まれ、畜産は管内の農業産出額の約50%を占める基幹産業です。

オホーツク管内の家畜の飼養状況

- 乳用牛** 道東地域(オホーツク・十勝・釧路・根室)は、全国有数の酪農地帯です。経営をサポートする酪農ヘルパー・TMRセンター・コントラクター・哺育センター等が発達しています。
- 肉用牛** 8割以上が肥育牛(うち7割は乳用種及び交雑種)であり、大規模な肥育センターも運営されています。
- 豚** ほとんどの養豚場が繁殖から肥育まで行う一貫経営です。
- 鶏** 家族経営の他に大規模な企業養鶏場があることから、1戸あたりの平均飼養羽数は多くなっています。
- めん山羊** 主に愛玩、肥育目的で飼養されています。
- 馬** 主に乗用、愛玩目的で飼養されています。
- その他** 七面鳥、エミュー、蜜蜂なども家畜として飼養されています。



令和4年(2022年)2月1日現在
資料: 家畜衛生事業成績書 令和4年版

予 防 課

家畜伝染病は、ひとたび発生した場合、急速かつ広範囲にまん延します。
その被害を最小限にするため、発生予防とまん延防止の対策に努めています。

定期検査

牛、家きん、蜜蜂等を対象に、伝染病の発生予防のための検査を行っています。



牛のヨーネ病検査



蜜蜂の腐蛆（ふそ）病検査

侵入防止対策

伝染性疾病の侵入を防止するため、海外や道外からの導入家畜について着地検査を行っています。

疾病発生農場への衛生指導

初動防疫とともに疫学調査を行い、消毒、隔離、同居家畜の検査を行っています。

飼養衛生管理基準の遵守状況確認

家畜飼養者等を対象に、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行い、伝染病の侵入防止の指導を行っています。



危機管理体制の整備

講習会等で海外悪性伝染病（口蹄疫等）の侵入防止に係る啓発を行うとともに、万が一の発生に備えた防疫計画の策定、防疫演習、緊急防疫資材の備蓄等を行っています。



防疫演習（防疫衣着脱）



防疫演習（車両誘導）



防疫演習（車両消毒）

指導課

安心・安全で品質の高い畜産物生産のため、関係者へ衛生管理や動物用医薬品の適正使用等について指導を行っています。

家畜衛生対策

家畜の疾病による損耗防止、生産性向上のため、各種調査・検査を行い、疾病対策等の指導を行っています。その他、暑熱被害に関する調査・指導等も実施しています。



生産性向上のための調査・指導

動物薬事・安全指導

畜産物の安全性を確保するため、動物用医薬品の流通段階での適正な取り扱いや、現場での適正使用について、販売業者、獣医師、生産者への指導を行っています。

畜産物への抗菌性物質等の残留事例が発生した際には、原因究明のための現地調査を実施しています。

広報活動

家畜伝染病の発生状況や衛生管理技術等について、広報資料『網走家畜衛生情報』やホームページでの情報提供を行っています。



病性鑑定課

伝染病を疑う疾病や原因不明疾病の発生があった場合、診療獣医師や生産者等からの依頼に基づき病性鑑定を実施しています。

伝染性疾病等の疾病原因究明と衛生指導

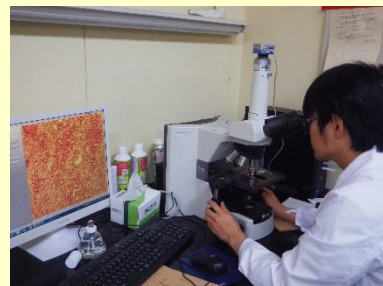
疾病原因や死亡原因の究明のため、死体、血液、排せつ物等について、細菌、ウイルス、病理、寄生虫、生化学的検査を行い、検査結果に基づく衛生指導を行っています。



細菌学的検査



ウイルス学的検査



病理学的検査



血液検査（自動血球測定）



遺伝子検査



発育鶏卵接種
（鳥インフルエンザ検査）

健康確認検査

導入家畜、販売予定家畜、種畜などについて検査依頼があります。

主な検査項目は、乳用牛では牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、ヨーネ病、肉用牛ではヨーネ病、馬では馬パラチフス等となっています。

講習会・技術研修会

家畜の伝染病に関する知識や診断技術の普及を図るため、講習会や技術研修会を開催しています。



BSE 検査室

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、死亡牛のBSE検査を行い、国内のBSEの清浄性や対策の効果を確認しています。本検査によりBSEの安全性ステータスである「無視できるBSEリスク」が維持され、牛肉の輸出促進に貢献しています。

BSE検査の流れ

- ① 診療獣医師の検案後、検査対象となる死亡牛はBSE検査室へ搬入されます。
- ② 検体を採材し、前処理後に検査を実施する石狩家畜保健衛生所へ検体を送付します。
- ③ 採材後の死亡牛は、検査結果が判明するまで保冷保管庫に保管します。
- ④ 結果陰性を確認後、死亡牛は保冷保管庫から搬出されます。



死亡牛搬入



検体採材



検体の前処理

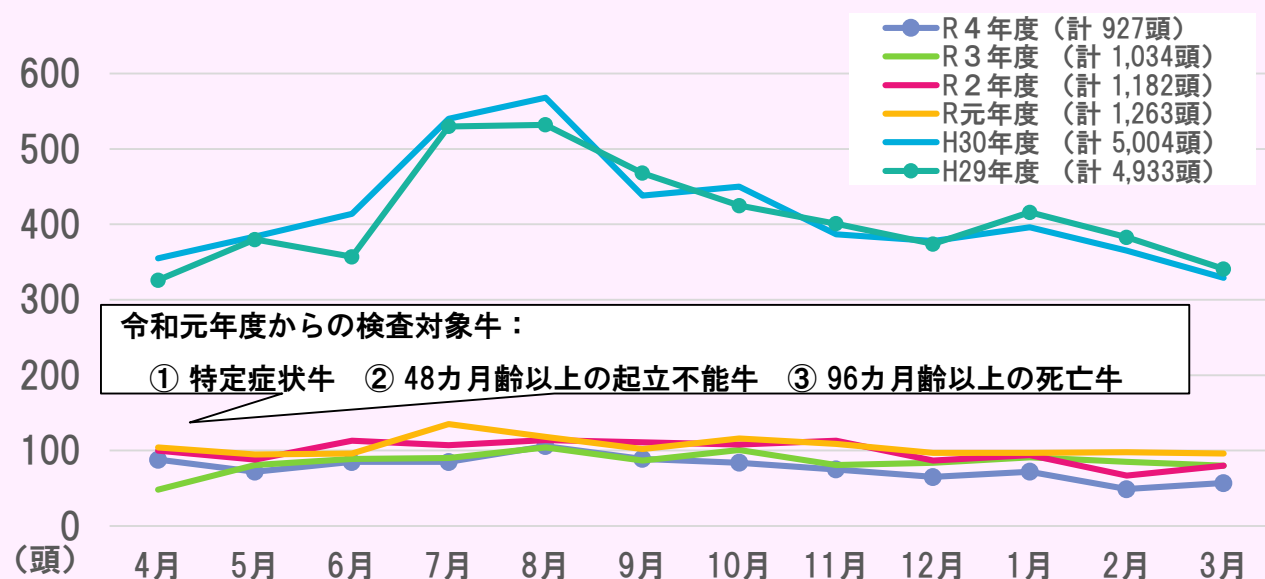
検査体制

家畜保健衛生所職員、委託獣医師、検査補助員で作業を行っています。

検査頭数・結果

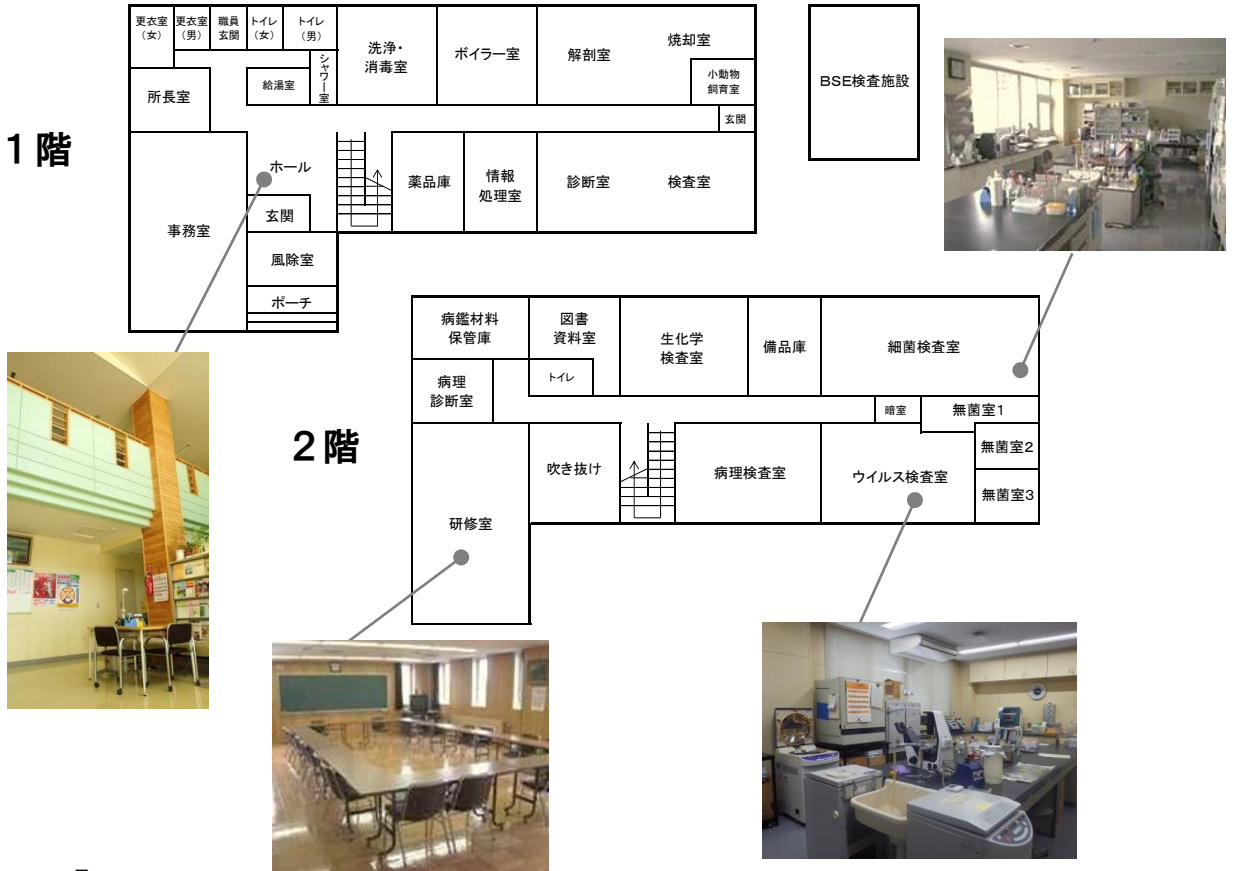
令和4(2022)年度は死亡牛927頭を検査し、全頭の陰性を確認しています。

(平成29(2017)～平成30(2018)年度は、48カ月齢以上の死亡牛全頭が検査対象で年間約5,000頭検査)

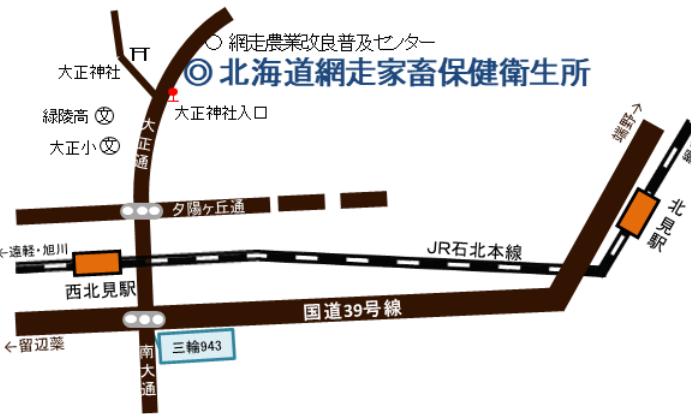


【施設の概要】

敷地面積 10,000m² (うち庁舎 993m²)



【所在地】



交通：
 JR石北本線「北見駅」下車
 北見バスターミナルで北見バス「大正線」乗車
 家畜保健衛生所前下車（自由乗降区間）所要時間約25分



交通：
 JR石北本線「遠軽駅」下車
 タクシー約15分

網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正323-5

電話 (0157) 36-0725

FAX (0157) 36-5801

網走家畜保健衛生所 BSE検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛849-1

電話 (01586) 4-2448

FAX (01586) 2-4885

ホームページアドレス

<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>